

テクニカルデレゲート制度規程

(2023年5月27日施行)

第1条 テクニカルデレゲート制度導入の目的

競技会の開催にあたっては、速やかで正確な運営と遂行が不可欠である。このためには、主催者（日本ライフル射撃協会：以下日ラという）と主管者（競技会開催の地元競技団体）は、共同して周到な準備にあたらねばならない。

日ラは、公認審判員の中から、優れた競技会運営能力を持つ者を、テクニカルデレゲートとして育成し、適任と思われる者をテクニカルデレゲート（以下、TDという）として、競技会に配置することで競技運営レベルの向上を図る。

第2条 テクニカルデレゲート制度について

TD制度はテクニカルデレゲート名簿（以下、TD名簿）への掲載を行うことで運用し、資格は、新たに設けない。

現在実施している公認審判員制度を基本として、本部公認審判員の中から別に記載する基準を満たすものから講習を行い、試験に合格したものをTDとして名簿に記載し、日ラが管理するものとする。

第3条 テクニカルデレゲートについて

日ラは、TD名簿掲載者の中からTDを任命し、試合に配置するものとする。

TDは、当該競技会開催のための技術最高責任者として配置され、地元の組織委員会代表、競技委員長ほかと緊密な打ち合わせと現地調査を行い、遅滞無く競技運営ができるように指導、調整する役割を負う。

第4条 テクニカルデレゲートの業務について

TDは、当該競技会の技術最高責任者として、競技会における技術面の一切の権限を持ち、 Jury 団、ならびに競技役員と緊密に連絡を取って全ての判断を行い、その裁定はその競技会における最終判断とする。

また、競技会の運営に関する問題点を見出したときには、その改善を図るために、日ラの競技運営委員会に対する意見答申を行う義務を持つ。

主たる業務は、次のとおりである。

- ① 組織委員会のプラン、準備、運営手順、射場等に関する助言と助力
- ② 準備、射場等が選手権として受け入れられるかどうか検査
- ③ 競技会が日ラ競技規則に沿って行われているかどうか Jury と協力して確認
- ④ 競技会が ISSF 規則通りに行われているかどうか Jury と協力して確認
- ⑤ アンチドーピング規程にのっとって実施されていることを確認
- ⑥ 事務局への報告（記録、試合運営等）

競技会に出役した審判員の評価を行い「TD審判評価表」により日ラ競技運営委員会宛てに報告

第5条 配置される大会及び種目

配置される大会は、全日本選手権大会、東西日本選手権大会および公認競技会の格付け規程で派遣が必要とされるグレードの大会（G1、G2）とする。

配置にあたって、競技運営委員会は年初の競技会実施要項作成段階で、競技会主管団体と配置するテクニカルデレゲートについて協議の上、実施要項に記載する。この実施要綱は、毎年2月開催の理事会で審議される。配置が決定したTDは、競技会実施前に主管団体と協議し、必要な審判員並びに競技役員の配置案を作成の上、競技会実施2週間前までに競技運営委員会に審判員配置計画を提出し、競技運営委員会の承認を得ることとする。なお、国民体育大会にあつては、国体委員会による役員案の審議を行い、理事会で承認を得るものとする。

ただし、全日本選手権大会のうち、TDが派遣される大会はオリンピック種目を実施する大会とする。

第6条 責任・活動・義務について

(1) 競技会開催準備（開催決定から開催前まで）

大会開催の決定後は、運営組織、計画準備、運営手順、射撃場等の設備、サービス全般について主管者（大会委員会等）に対してアドバイスと調整を行う。

点検項目（運営組織、大会日程、射撃場、用具、標的システム、大会の書式等）についてチェックを行いルール不適合のないことを確認してEメール等で競技運営委員会の承認を得る。

(2) 競技会開催（開催期間中）

競技会開始日前に会場に到着し、業務を開始する。開催期間中は規則と日程計画に沿って運営されているかを確認する。

点検項目（運営組織、大会日程、射撃場、用具、標的システム、大会の書式等）についてチェックリストを作成して行う。

(3) 競技会終了後

競技会終了後に、日ラ及び主管者あてに報告レポートを作成する。

第7条 任用期間について

日ラはTD育成のための講習会を開催し、必要に応じて行なう試験において合格した者を理事会で承認を受けTDとして名簿に記載する。

TDとしての任用期間は3カ年（3年毎の3月31日まで）を基準とし、途中登録者については残任期とし、更新することができる。

更新については出役実績や報告に基づき、競技運営委員会によって審査の上、理事会の承認を得る。

初めて任用されるTDの年齢は70歳未満とする。

第8条 テクニカルデレゲートの育成について

TDの育成にあたっては、原則として毎年1回TD講習会を行う。

参加資格は次の①②の全てに該当すること。

- ① （公社）日本ライフル射撃協会会員
- ② 本部公認審判員又はISSF審判員で、本会が主催するG2以上の競技会においてテクニカルデレゲート制度規程（2023年5月27日 施行）-2

て、競技役員として過去5年以内に実際に出役した実績（競技会報告書役員配置表に記名されている）があること、又は過去5年以内に国際大会に出役経験があること。

[附 則]

1. 本規程の改廃は理事会において行う。
2. 本規程は平成19年11月3日より施行し、TD派遣等については平成20年4月1日より実施する。
3. 本規程は平成23年2月26日に改訂され平成23年4月1日より実施する。
4. 本規程は平成28年2月20日に改訂され平成28年4月1日より実施する。
5. 本規程は平成28年5月7日に改訂され平成28年5月7日より実施する。
6. 本規程は平成28年12月3日に改訂され平成28年12月3日より実施する。
7. 本規程は平成31年2月23日に改訂され平成31年2月23日より実施する。
8. 本規程は2021年2月27日に改定され2021年2月28日より実施する。
9. 本規程は2022年5月28日に改定され2022年5月28日より実施する。（規程名称の変更等）
10. 本規程は2022年7月9日に改訂され2022年7月9日より実施する。（7条理事会承認を追加）
11. 本規程は2023年2月18日に改訂され2023年4月1日より実施する。（格付規程のG3+競技会の廃止に伴う関連条文の削除）
12. 本規程は2023年5月27日に改訂され、同日より実施する。（第4条TDの業務に審判員の評価を明記）